

福井医療大学教授会規定

(設置)

第1条 この規定は、福井医療大学学則（以下「学則」という。）第8条の規定に基づき、教授会について必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 教授会は、学長、副学長及び福井医療大学（以下「本学」という。）専任の教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、学校法人新田塚学園（以下「本法人」という。）の役職員及び本学の専任の教職員に限り、加えることができる。

(審議事項)

第3条 教授会は次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べる。

- (1) 教育課程及び履修に関する事項
- (2) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (3) 学則及び学内諸規定に関する事項
- (4) 学生の賞罰に関する事項
- (5) 学生の厚生補導に関する事項
- (6) その他教育研究上必要と思われる事項

(会議の開催)

第4条 教授会は、原則として毎月1回開催する。ただし、学長が必要と認めたときは、臨時教授会を開くことができる。

(議長)

第5条 議長は学長とする。

2 議長に事故がある場合は、副学長がこれに代わる。

3 学長、副学長に事故がある場合は、あらかじめ定めた順位に従ってこれに代わる。

(庶務)

第6条 教授会における議事録作成等の庶務は、事務課において行う。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事長決裁に基づき行う。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。